

厚生労働省発年0810第1号
平成22年8月10日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣 長妻 昭

諮問書

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第36条第1項の規定により、別紙のとおり日本年金機構の平成21年度の業務の実績に関する評価を行うことについて、同法第52条第1号の規定に基づき諮問する。